

一般社団法人日本肝癌研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本肝癌研究会と称する。英語では Liver Cancer Study Group of Japan と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪狭山市大野東 377-2 近畿大学医学部消化器内科内に置く。
2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、肝腫瘍に関する研究並びに診療の進歩・普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 学術集会、学術講演会などの開催
(2) 本邦における肝腫瘍の統計、追跡調査
(3) 「原発性肝癌取扱い規約」やガイドラインの刊行
(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人は次に掲げる会員をもって構成し、当該会員の資格要件は、当該各号に定めるところによる。
(1) 施設会員 当法人の目的に賛同して入会した施設とする。施設会員は原則として診療科単位とする
(2) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した医師及び研究者とする
(3) 特別会員 代表理事、理事（常任幹事）経験者及び当法人に対して特別に貢献のあった者の中から理事会の推薦に基づき、社員総会で承認された者とする。
(4) 賛助会員 上記の会員以外で当法人の目的に賛同して入会した法人、団体あるいは個人とする

(会員の資格の取得)

第6条 当法人に入会を希望する者は所定の用紙に記入又は当法人ホームページの所定のフォームに入力の上、会費を添え本事務局に申し込むものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は社員総会の決議を経て別に定める会費を納入しなければならない。
2 既納の会費は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
- (2) すべての社員が同意したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員がその資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならない。

- 2 会員がその資格を喪失した場合、既納の会費は返還しないものとする。

第4章 社員

(幹事)

第11条 当法人の個人会員の中から、個人会員数の5%程度を限度として選出される社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定する社員とする。

- 2 社員は、個人会員の中から施行細則に定めるところによって選任する。
- 3 社員の任期は4年とする。社員は満65歳を過ぎた次の3月31日で資格を失う。
- 4 2年間社員総会に出席しない場合はその資格を失う。

第5章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、前条に規定するところによって選出された社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たるものとし、代表理事に事故がある場合は、副代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。但し、特別会員及び特命社員は議決権を持たない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により代理人による方法により議決権を行使した社員は、本定款第18条において出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち議長が指名した1名が、前項の議事録に署名押印又は記名押印のうえ、これを保存する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 代表理事 1名
- (3) 副代表理事 1名
- (3) 年次会長 1名

- (4) 次年度会長 1名
- (5) 特別会員 若干名
- (6) 特命幹事 若干名
- (7) 監事 2名

(役員を選任)

第22条 理事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、会員の中から社員総会の決議によって選任する。
- 4 副代表理事は、理事の中から、代表理事の指名によって選定する。

(理事及び監事の資格制限)

第23条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を統括する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(特別会員及び特命社員)

第26条 特別会員は当法人の発展、向上に寄与するための助言等を行なう。

- 2 特命社員は理事会が指定する事業に従事する。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 理事が任期途中で社員の地位を失ったときは、理事の資格も失う。第11条第3項により社員の地位を失った場合、理事の任期満了まで在任することができる。ただし、その後の再任はできない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 4 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(年次会長及び次年度会長)

第28条 年次会長及び年次副会長は会員の中から理事会の推薦を経て社員総会に於いて選出される。

- 2 年次会長及び次年度会長の任期は選任より翌年の年次学術集会終了時までとし、再任はされない。

3 年次会長は年次学術集会を主宰する。

(副代表理事)

第29条 副代表理事は代表理事の指名により理事の中から選定される。

2 副代表理事は代表理事の職務を補佐し、社員総会、理事会の副議長となり、代表理事に事故のあるとき、又は欠けた時は副代表理事がその職務を代理して行なう。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前項に関して必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 代表理事の指名により副代表理事を選定する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事(当該事項について議決に加わることのできる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印のうえ、これを保存する。

3 代表理事が理事会に出席できない場合は、出席理事及び監事が、議事録に署名押印又は記名押印のうえ、これを保存する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 当法人は、第2項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議をもって定める。

第10章 学術集会

(年次学術集会)

第51条 当法人の年次学術集会における研究発表は、原則として会員に限る。但し、年次会長により招請された場合及び個人会員が一人以上共同演者となっている場合は、この限りではない。

2 当法人の学術集会、シンポジウム等で発表、講演を行なう者は、抄録提出時及び発表時に、それぞれの時点における過去1年間における筆頭演者の利益相反の状態の有無を明らかにしなければならない。利益相反状態の有無についての規定は以下のとおりとする。

(1) 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業又は営利を目的とする団体に係るものに限定する。

(2) 筆頭演者が自己申告して開示すべき事項は以下のとおりとする。開示が必要なものは、抄録提出1年前から発表時までのものとする。

①顧問

②株保有・利益

③特許使用料

④講演料

⑤原稿料

⑥受託研究・共同研究費

⑦奨学寄附金

⑧寄付講座所属

⑨贈答品等の報酬

(3) 筆頭演者は利益相反状態について抄録提出時に規定の様式に従い、発表時に発表スライドあるいはポスターに公開するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法によって行なう。

第12章 附則

(設立時の社員の氏名及び住所)

第53条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所

氏 名

住 所

氏 名

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び監事は、任意団体である日本肝癌研究会の解散時に常任幹事及び監事であった下記の者とする。設立時理事及び設立時監事の任期は法人設立時より選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

設立時理事	泉 並木
設立時理事	工藤 正俊
設立時理事	久保 正二
設立時理事	國土 典宏
設立時理事	坂元 亨宇
設立時理事	椎名 秀一郎
設立時理事	高山 忠利
設立時理事	中島 収
設立時理事	村上 卓道
設立時代表理事	
設立時監事	
設立時監事	

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年4月30日までとする。

(設立時社員)

第56条 当法人の設立時社員は、第12条の規定にかかわらず、第53条に記載する2名とする。

2 当法人の設立後、任意団体である日本肝癌研究会の解散時に幹事であった者は、何ら意思表示をすることなく当然にこの法人の社員となる。

(設立時定款の施行日)

第57条 当法人は、任意団体である日本肝癌研究会が一般社団法人日本肝癌研究会として法人格を取得するものであり、この定款は、この法人の設立登記の日から施行するものとする。

(定款に定めのない事項)

第58条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

1. この定款は、2021（令和3）年5月1日から施行する。
2. 2021（令和3）6月9日第2条を改正する。